

バラ園及び芝生広場保護育成業務 特記仕様書

(性能規定型発注)

1. 総則

1-1 特記仕様書の位置付け

この特記仕様書は、「バラ園及び芝生広場保護育成業務（以下「本業務」という。）」に関する業務について、尼崎市（以下「市」）が本業務を受託する者（以下「受託者」という。）に要求する業務の水準、及び特記事項を示すものである。

本業務においては、受託者の持つ創意工夫、及びノウハウの活用を期待し、性能発注の考え方を導入している。受託者は、委託対象範囲で実施する業務が特記仕様書に定められた所要の水準を維持し、利用者が安心・安全にバラ園及び芝生広場を利用できるように、適切な維持管理を行わなければならない。

なお、本特記仕様書は、現時点において市が考えている基本的な水準を示すものであり、受託者が創意工夫によって要求水準を上回る提案を妨げるものではない。

委託については、尼崎市契約規則、その他別に定めがあるものを除くほか、この特記仕様書に定めるところにより、必要な事項を定めるものとする。

1-2 性能規定型発注

性能規定型発注とは、発注者が要求する公園施設等の性能を受注者に提示して発注する方法である。

従来 of 公共事業においては、発注者が施工方法、回数等について詳細な仕様を定めて発注（仕様規定型発注）してきた。一方、性能規定型発注は、発注者が要求するサービス水準（性能）を達成していれば、水準を達成する方法は受注者が選択できるという発注方法である。

発注者は、性能規定型発注を取り入れることにより、受注者が自らのノウハウを最大限発揮し、良質な市民サービスの提供が実現することを期待している。

2. 業務概要

2-1 基本方針

本業務の実施にあたっての基本方針は、次のとおりとする。

バラ園及び芝生広場を常時、良好な状態に維持し、快適で質の高いサービス水準を確保すると共に維持管理に係るコストを最適化し、中長期的に持続可能な管理を行うこととする。

2-2 委託対象範囲

バラ園

大井戸公園
上坂部西公園
蓬川緑地

芝生広場

大井戸公園
元浜緑地
上坂部西公園
祇園橋緑地
宮内公園
近松公園

2-3 委託期間

委託期間は令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

2-4 維持管理

年間を通じて、次の要求水準を満たすよう維持管理作業（バラ園：日常管理、剪定、薬剤散布等、芝生広場：芝生刈取、施肥等）を実施すること。

〈1〉 要求水準

バラ園

- ・春、秋に花を开花させること。
- ・バラ園の良好な景観の保持を心がけること。
- ・各バラの特性を把握し、種類にあった剪定、芽かき等をおこなうこと。
- ・花や花芽に影響が出ないよう病害虫対策やかん水を行うこと。

受託者は要求水準を満たすように、以下の管理基準を参考に適切な維持管理を行うこと。なお、管理基準は過年度の実績に基づき設定しているが、要求水準を満たしていれば、各作業の方法や回数等は問わない。

〈参考〉

管理基準

業務名	回数 (過年度仕様規定に基づく数量)
日常管理工	適宜実施
剪定	2回/年(8月、1月頃) ツルバラ:1回/年(1月頃)
薬剤散布	12回/年(4~11月)
石灰硫黄合剤	1回/年(1~2月)
追肥	8回/年(1~2月)
元肥	1回/年(1~2月)
中耕	1回/年(2月)
マルチング	2回/年(9月、2月)

芝生広場

- ・芝生の生育具合、使用のニーズに応じて、芝生刈り取りや施肥等を行うこと。
- ・市民の憩いの場として芝生広場を安心して快適に利用できる空間にすること。

受託者は要求水準を満たすように、以下の管理基準を参考に適切な維持管理を行うこと。なお、管理基準は過年度の実績に基づき設定しているが、要求水準を満たしていれば、各作業の方法や回数等は問わない。

〈参考〉

管理基準

業務名	回数 (過年度仕様規定に基づく数量)	備考
芝生刈り取り	大井戸公園 4回	
	上坂部西公園 6回	中央部のみ6回、その他は4回
	元浜緑地 3回	
	祇園橋緑地 3回	
	宮内公園 4回	
	近松公園 4回	

施肥	上坂部西公園 2回	中央部のみ
	元浜緑地 2回	東園、西園の中央芝生のみ
目土	元浜緑地 1回	東園、遊具周りのみ
	宮内公園 1回	
張芝	上坂部西公園 1回	(高麗芝、施工範囲 50 m ²)

注意点

- ・雑草の繁茂やごみが散乱するなどによって、市民の方から要望がないよう適切に維持管理すること。なお、苦情等があった場合については速やかに対応できる体制を整えること。
- ・業務実施にあたっては、適切な防護を行い、安全に配慮して施工すること。
- ・万が一、損害等を与えた場合については、受託者の責任で対応すること。
- ・苦情については、受託者で対応すること。
- ・市の要請時には、監督員の指示の下、対応すること。

2-5 現場責任者

受託者は、業務の円滑な遂行を図るため、現場責任者を定め業務に従事する者を統括、指揮監督させるものとする。

3. その他

3-1 提出書類

- ・受託者は契約後速やかに本業務の業務実施計画書を作成し提出すること。業務実施計画書には、年間の管理計画、実施体制等を記載すること。
- ・緑の相談所及び緑化普及啓発フィールド公園等維持管理運營業務委託の四半期報告書において、出来高図及び写真とともに性能を評価できる形式の報告書を提出すること。

3-2 その他

- ・本特記仕様書に記載なき事項については、本市監督員と協議をし、実施すること。

以 上